

第5章 計画の推進と進行管理

共生社会を実現するため、各関係機関と連携を図りながら、総合的かつ計画的に本計画を推進します。

1 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、以下に掲げる点に配慮して行います。

(1) 庁内関係部局との連携

庁内関係部署との連携のもと、「光市総合計画」や「地域福祉計画・地域福祉活動計画」等の各計画の進捗状況等の把握に努めるとともに、整合性を図りつつ、本計画を推進します。

(2) 関係機関との連携と協働

計画の推進にあたっては、福祉、医療、教育、雇用等多様な分野との連携が必要となります。また、国や県の動向を踏まえながら、社会福祉法人・NPO法人等、各種関係機関や団体などと相互の緊密な連携を図りつつ、協働の視点にたって、総合的に推進することとします。

(3) 地域との連携

障害のある人が地域においてその人らしく生活をするためには、地域住民の障害や障害のある人に対する理解が不可欠です。そして、社会福祉協議会や民生委員・児童委員協議会等と連携・協働を図りながら、障害のある人に対する理解の促進に努めます。

2 広報・啓発活動の推進

障害の有無にかかわらず、すべての人が生活しやすい「やさしさあふれる「わ」のまち ひかり」の実現に向け、さまざまな広報・啓発活動はもとより、交流・ふれあいを通した相互理解に向け推進を行います。そして、障害のある人と障害のない人の相互の理解に向け、また、心のバリアフリー化へ向け、広報・啓発活動を推進します。

3 計画の進行管理

計画の着実な推進を図るため、障害のある人やその家族をはじめ、事業者や教育、雇用等のさまざまな分野で構成される、光市地域自立支援協議会において、共生社会実現に向けた施策の取り組みや、実施状況の確認を行い、総合的かつ計画的に推進します。また、第4期障害福祉計画の進捗管理については、サービス見込量の達成状況や地域生活への移行および一般就労への移行の状況等の管理を行うとともに、意見の聴取を行い、推進に向けた取組みを検討します。